

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol. 17

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は老齢年金の繰り下げ受給を75歳まで  
選択した場合の受給総額の比較についてです



事務担当者

私はもうすぐ65歳で、年金受給時期を迷っています。年金を65歳から受給すると老齢厚生年金120万円（月額10万円）、老齢基礎年金78万円（月額6.5万円）となりますが、もし70歳、75歳まで繰り下げをした場合、年金の受取総額が65歳開始よりも多くなるのは何年後になるのでしょうか？

A

令和4年4月から繰り下げ受給が75歳まで出来るようになりました。繰り下げ増額率はひと月あたり0.7%です。70歳・75歳まで受給を繰り下げた場合、65歳時点の年金額と比べ42%（70歳）・84%（75歳）の増額となります。なお、75歳以降は繰り下げ増額84%で一定です。



城間先生

繰り下げ待機	42%増額（5年待機分）	84%増額（10年待機分）
65歳（受給権発生）	70歳（繰り下げ請求）	75歳（繰り下げ請求）

繰り下げ受給、通常受給の受取総額の比較は以下の図のようになります。

受給開始	年金額(老齢厚生年金+老齢基礎年金)					
	年額	65歳	70歳	75歳	81歳	86歳
65歳	198万円	198万円	1,188万円	2,178万円	3,366万円	4,356万円
70歳	281.16万円 (42%増額)		281.16万円	.....	3,373.92万円	.....
75歳	364.32万円 (84%増額)			364.32万円	.....	4,371.84万円

70歳から受給開始すると81歳超えから通常受給よりも受給総額が多くなります。同様に75歳受給開始した場合、86歳超から通常受給よりも受給総額が多くなります。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月：1日（金）・8日（金）・15日（金）・22日（金）・29日（金）  
10月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）

毎週金曜日  
各午後1時から  
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

